

# 住民票やマイナンバーカード等に旧姓が併記できます

11月5日(火)から婚姻等で氏に変更があった場合でも、従来、称してきた氏を住民票やマイナンバーカード等に旧姓として併記できるようになります。希望される方は、住民登録をしている市区町村で手続きが必要となります。手続き後は、旧姓で印鑑登録をすることもできます。

※旧姓とは、その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏はその人にかかる戸籍または除かれた戸籍に記載されています。

※旧姓は一人一つだけ併記することができ、初回のみ過去の氏から一つ選んでつけることができます。

**【手続きに必要なもの】**

1. 旧姓が記載されている戸籍(除籍)等謄本から現在までつながる戸籍謄本
2. マイナンバーカード(すでにお持ちの方)または通知カード
3. 本人確認書類(運転免許証等)
4. 現在の氏の印鑑

5. 旧姓で印鑑登録される方は登録する旧姓の印鑑

## 【申請先】

- ・ 住民生活課戸籍住民係
- ・ 熊石総合支所住民サービス課
- ・ 落部支所

## 【問い合わせ先】

住民生活課戸籍住民係  
0137-62-2112

## 広報やくも広告募集中

- ① たて10.0cm×よこ17.0cm…月額(町内業者) 20,570円
  - ② たて 5.0cm×よこ17.0cm…月額(町内業者) 10,280円
  - ③ たて 5.0cm×よこ 8.5cm…月額(町内業者) 5,140円
  - ④ たて 5.0cm×よこ 2.0cm…月額(町内業者) 1,540円
- 詳しくは、政策推進課協働推進係まで

# 除雪費助成金交付事業の利用申請を受け付けます

高齢者等が、冬期間安心して在宅生活を送るための支援として、除雪料金の一部を助成する「除雪費助成金交付事業」の利用申請を受け付けます。

## 【対象者】

- ① おおむね65歳以上の高齢者で、虚弱等により除雪が困難で、家族や隣人等の協力者の確保ができない方
- ② 心身に障がいがあり、その障がいにより除雪が困難で、家族や隣人等の協力者の確保ができない方(身体障害者手帳等の提示を求められる場合があります。)

## 【除雪内容】

町が指定する除雪実施事業者が、積雪15cm以上雪が降り積もった場合に、玄関から公道までの通路(幅1メートル程度)の確保をします。

## 【除雪期間】

11月1日(金)～  
令和2年3月31日(火)まで  
※1日2回を限度とします。

## 【利用料】

1回あたり1,600円  
(30分以内)

※今年度から利用料が変更になっていきますので、ご注意ください。

## 【自己負担額】

- ・ 生活保護世帯 400円
- ・ 助成率3/4
- ・ その他の世帯 800円
- ・ 助成率1/2

## 【利用申請】

利用を希望する方は、印鑑を持参して保健福祉課高齢者福祉係(シルバープラザ)、熊石総合支所住民サービス課または落部支所で申請手続きをしてください。

なお、昨年度までに利用されたことのある方は、電話での申し込みでも受け付けします。

## 【問い合わせ先】

- ・ 保健福祉課高齢者福祉係  
(シルバープラザ内)  
0137-64-2111
- ・ 熊石総合支所住民サービス課  
01398-2-3111



お問い合わせ

ビレッジハウス住まい相談センター

☎0120-83-0201 FAX03-6369-3978



司法書士・行政書士  
やまびこ事務所

●登記 ●相続 ●遺言 ●後見 ●許認可 ●債務整理など

お気軽にご相談ください

0137-63-2917

司法書士・行政書士 青沼千鶴 [行政相談委員]  
八雲町本町87番地2F(ふたばさん2階)